

議案第 4 1 号

幸手市税条例の一部を改正する条例

幸手市税条例（昭和 3 0 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 1 項第 3 号中「及び第 3 号」を「、第 3 号及び第 4 号」に改め、
「同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、」を削る。

第 5 6 条中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第 5 6 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

（2） 第 3 4 条の 7 第 1 項の改正規定及び附則第 4 条の 2 を削る改正規定並びに
次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改正後の幸手市税条例第 3 4 条の 7 第 1 項第 3 号の規定の適用については、同号中「第 4 号に掲げる寄附金」とあるのは、「第 4 号に掲げる寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 7 8 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、公益信託制度の改正に伴う個人住民税の寄附金税額控除に関する規定の整備その他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。